

# 高知県消防広域化推進検討委員会

## 第4回資料

### 1 検討会資料

(1) これまでの検討会のまとめ	1
(2) 小規模消防本部が抱える問題	3
(3) 広域化によるメリットの比較	5
(4) 広域化の事例	10
(5) 広域化における課題の整理	11
(6) 広域化の趣旨	12

### 2 参考資料

- 参考1 隣接している消防本部の署所から出動した方が早いと考えられる地区【概略調査】
- 参考2 市町村決算額に占める消防費決算額の割合<17年度>【第2回資料(P16)】
- 参考3 広域消防と構成市町村等との連携確保のための一例【消防庁作成資料】

# 高知県消防広域化推進検討委員会

## 第4回資料

これまでの検討会のまとめ	1
小規模消防本部が抱える問題	3
広域化によるメリットの比較	5
広域化の事例	10
広域化における課題の整理	11
広域化の趣旨	12

# これまでの検討会のまとめ

## 1. 高知県の消防本部の現状

◆高知県の消防本部は高知市以外は小規模(管轄人口10万人未満)

15本部中14本部が管轄人口7万人未満

11本部は5万人未満

6本部は3万人未満

◆消防の体制は十分とは言えない

「消防力の整備指針」の充足率は、車両についてはほぼ充足しているが、職員数は57%しか満たしていない。



小さな本部ほど低い傾向

本署と署所、消防隊と救急隊などの兼任や非番招集などにより、不足を補っている。

◆増加している消防需要

特に救急需要はここ5年間で約17%増と著しい増加が見られる

◆財政構造改革により縮小する市町村財政

<影響>

市町村の消防決算額は年々減少している。

平成13年から17年の5年間に約21億円の減

約3/4が人件費(平成13年から5.1ポイントアップ)

普通建設費(施設整備や車両購入など)が大きく減少(同10.6ポイントダウン)

高知市を除く14本部が小規模

小規模消防本部では機材・人員などで制約が多い



複数事案への対応が困難  
(同時多発火災など)

人員に余裕がないため、  
救命士の養成や消防大学  
校での研修など、数週間  
～数ヶ月に渡る研修には  
参加しづらい

需要は増加している反面、消防本部の予算は削減されてきている。



消防を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

## 2. 消防に関する将来見通し (2030年の予測・・・国立社会保障・人口問題研究所の平成14年3月人口推計に基づく)

### ◆高知県の人口動態予測

2005年の79万6千人から70万人に大きく減少  
☆最新の平成19年5月推計では2020年に70万人となる予測も！

### ◆高齢化の予測

3人に1人が65歳以上という超高齢化社会に！

### ◆市町村財政(基準財政需要額)の予測

人口減少に伴い市町村の消防費はさらに減少する。



最も人口が減少する室戸市消防本部△51%を筆頭に、管轄人口が30%以上減少する消防本部が6本部も存在する。

最も高齢化率が高くなる室戸市消防本部の約49%を筆頭に、7本部が高齢化率40%以上となることが予測されている。

小規模な消防本部では、車両・機器の整備などが一層困難となる。

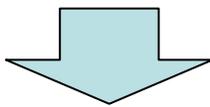
### ◆消防需要の予測

人口は減少することが予測されているが、消防の需要は2030年になっても現状と同程度であろうと予測される。

高齢化が進むため、高齢者の救急要請件数が増加する。  
→ 人口は減少しても救急要請件数は減少しない。



小規模な消防本部を取り巻く環境は、厳しくなる

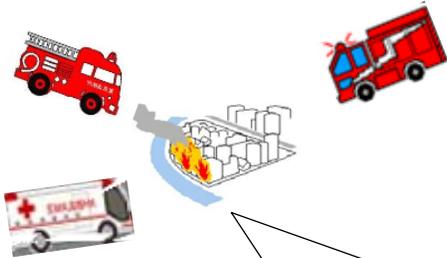


小規模な消防本部では、人口の減少やそれに伴う市町村財政の縮小が予想されるが、救急需要の減少が見込めないことから、少なくとも現状程度の消防サービスの維持に努める必要。

# 小規模消防本部が抱える問題

## 1 住民に対する消防サービスの限界

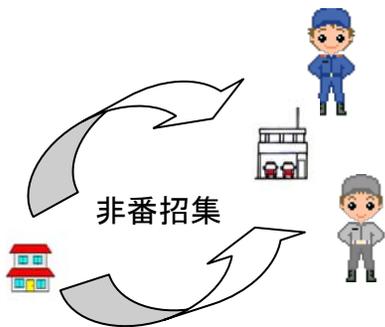
### ① 出動態勢の限界



- ・人員の関係から、複数事案への対応が困難
- ・応援できる消防隊等の、迅速な増援が困難

火災出動態勢は、車両及び人員の絶対数が少ないため、初動対応を当直の職員が行い、第2次以降の出動態勢は非番職員の招集により対応している。

救急出動態勢については、1台目の出動は救急隊が、2台目以降の救急出動は消防隊員により対応している。



出動等により、車両が出ている場合は、災害出動の初動態勢がとれない状況となっており、近年、救急の管外搬送も増加しているため、その空白的な時間が拡大している。

### ② 保有する車両の限界

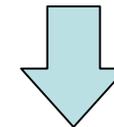
市町村の財政規模



そもそも小さい

例：高知県で多くを占める3万人規模以下消防本部（10本部）の財政状況（H17年度決算額の平均）

- 消防費・・・約4億7千万円
- 人件費・・・3億4千万円（約70%）
- 普通建設費・・・3千8百万円（約8%）  
（車両整備の目安）
- ・ 消防ポンプ自動車（2千5百万円程度）
- ・ 高規格救急自動車（3千万円程度）
- ・ 救助工作車（4千万円程度）

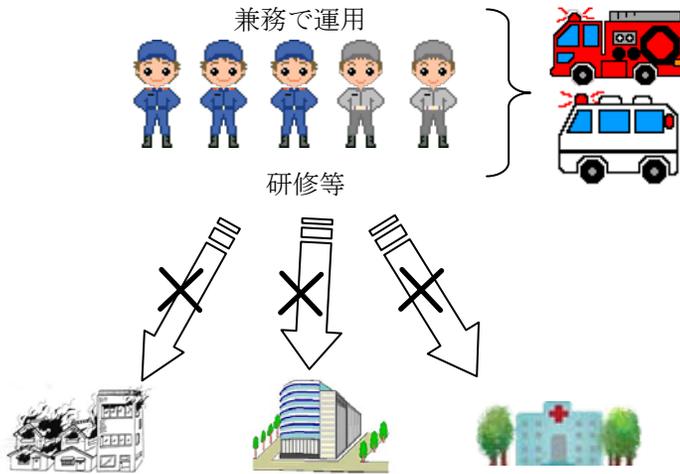


高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合がある。また、既存車両の更新を延伸する傾向にある。

# 小規模消防本部が抱える問題

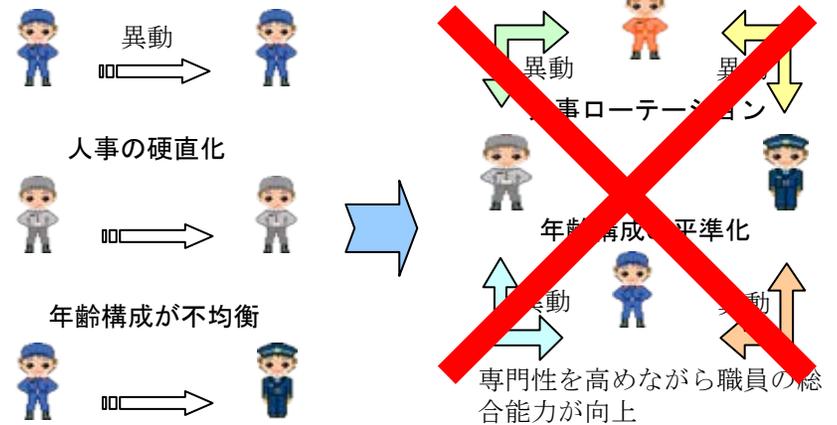
## 2 組織運営上の限界

### ① 専門職員の確保の限界



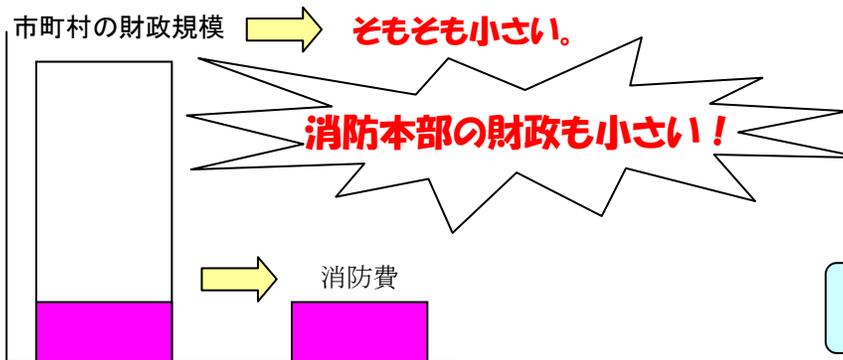
人員確保が難しいことから、各種教育訓練機関への職員派遣、専門的能力の向上のための教育訓練の充実が図りづらい。

### ② 組織管理の問題



高知県では、1署所体制又は署所間異動がない(7本部)、それ以外の7本部でも署所数が2~3と異動ローテーションに苦労している状況である。

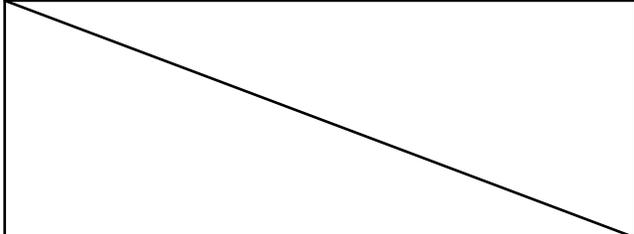
### ③ 財政運営面



小規模消防本部が抱える問題は、財政規模が小さいことに起因する面が大きい。

消防サービスの充実・強化が図りにくい状況である。

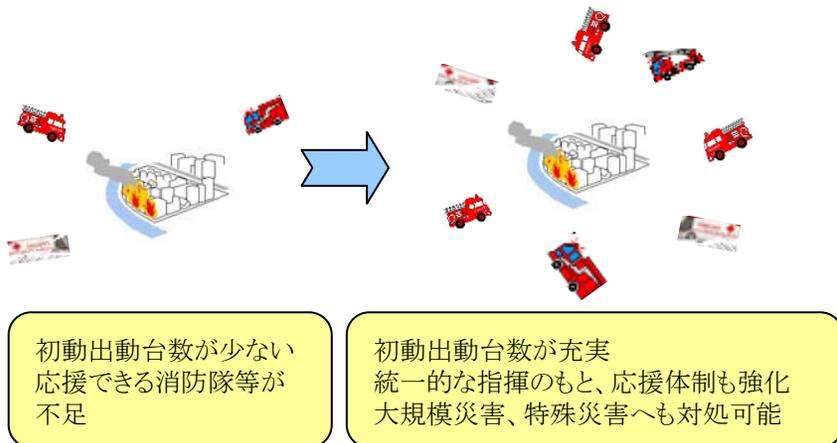
# 広域化によるメリットの比較

消防庁	VS	高知県
<b>部隊数の増加</b> ・初動台数の増加、応援体制の強化	<b>住民サービスの向上</b>	<b>一定の効果が期待できる</b> ≫主に高知市近郊が、メリットを受けると思われる。
<b>消防署の配置や管轄区域の適正化</b> ・現場到着時間の短縮		<b>一定の効果が期待できる</b> ≫署所の管轄区域の見直しは、効果が表れ易い。 ≫署所の配置については、将来的な消防需要の動向による。 ≫上記は、ともに119番受信区域の変更、または指令の一元化が必要となる。
<b>本部要員の効率化</b> ・本部要員を効率的に配置することにより、余剰人員を現場対応要員に配置する	<b>消防体制の効率化</b>	<b>同様の効果が期待できる</b> ≫効率的な人員配置が可能になるが、非番招集が解消される訳ではない。
<b>重複投資の回避</b> ・車両や無線設備などの重複投資が避けられる		<b>同様の効果が期待できる</b> ≫車両等を計画的に整備することが可能となる。
<b>財政規模の拡大</b> ・高度な設備・施設の整備	<b>消防体制の基盤の強化</b>	<b>同様の効果が期待できる</b> ≫必要最小限の車両等の整備と併せて、特殊車両等を計画的に整備が可能となる。
<b>組織・人員規模の拡大</b> ・適正な人事ローテーションによる組織の活性化		<b>同様の効果が大きく期待できる</b> ≫組織、人員規模の拡大により活性化が期待できる。
<b>予防・救急業務の高度化・専門化</b> ・救命士の育成、予防関係職員の育成など		<b>同様の効果が期待できる</b> ≫本部機能統合による現場体制の再構築により、効果が期待できる。
	<b>そ の 他</b>	<b>その他、広域化の規模が大きいほど、弾力的な体制の確保が可能</b> (例) ・駐在員制度(空白地域の解消) ・救助機動隊の創設 ・救急指導医制度の導入

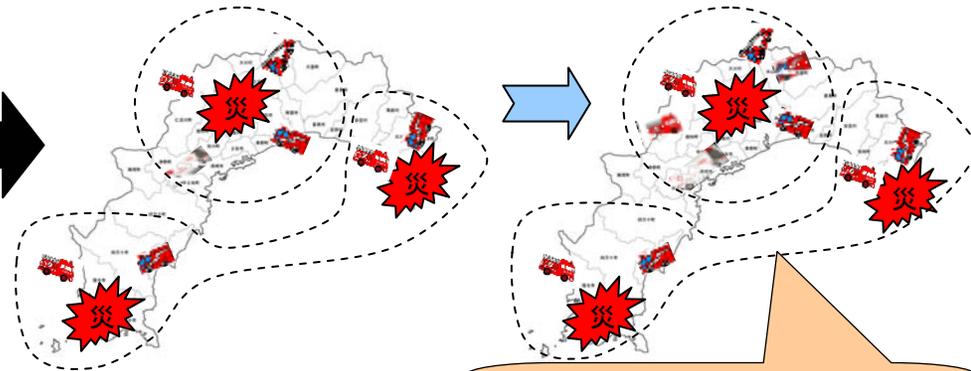
# 広域化のメリットの比較（消防庁VS高知県）

## 1 住民サービスの向上

### ① 部隊数の増加 → 初動の消防力、増援体制の充実

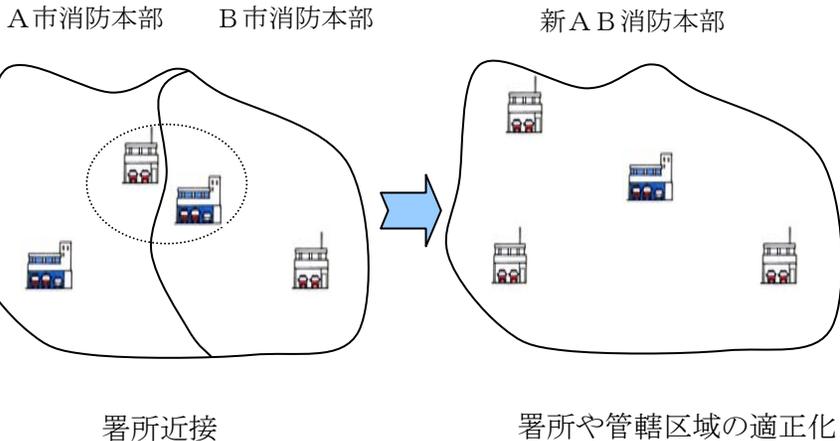


高知市近郊では初動出動台数が充実し、統一的な指揮のもと、応援体制も強化され、大規模災害、特殊災害へも対応可能



①、②ともに119番受信区域の変更、または指令の一元化が必要

### ② 消防署所の配置や管轄区域の適正化 → 現場到着時間の短縮



例：南国市十市の場合

参考1

現在、南国市十市は南国市の管轄であり、十市に災害出動する場合は、高知市の三里出張所の方が近いにも関わらず、南国市消防署から出動している。

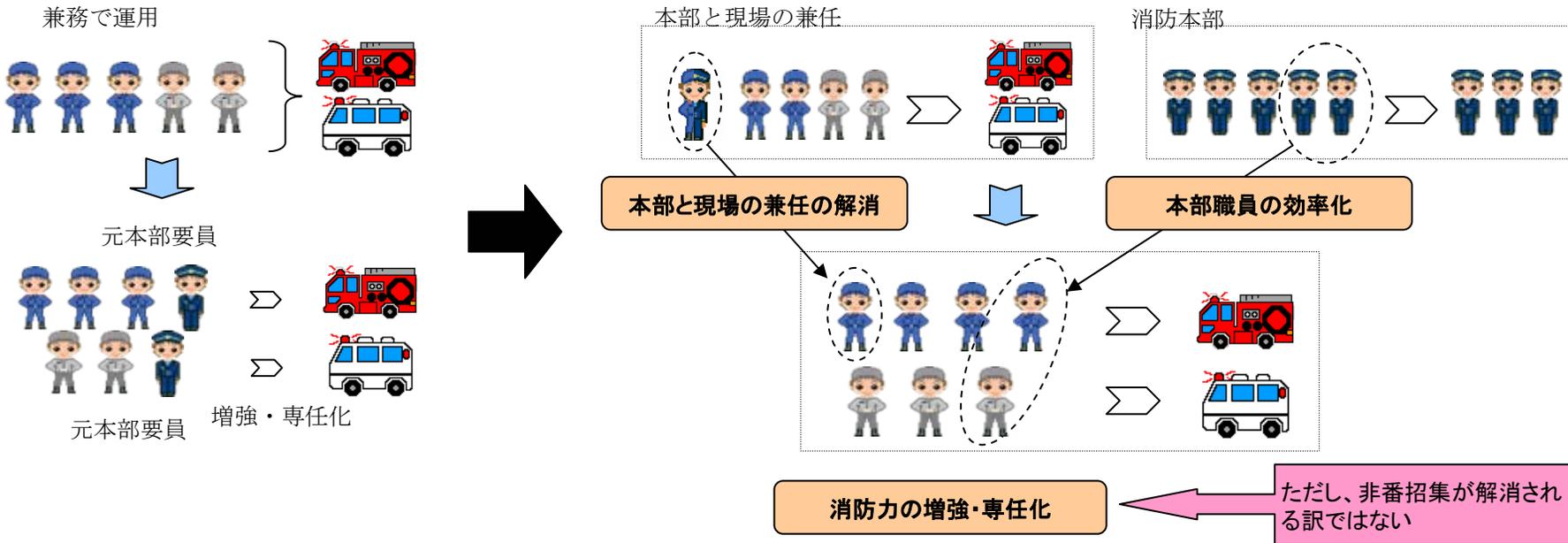
広域化により、署所の管轄区域の見直しは、上記例のように効果が表れ易い。

※署所の配置については、将来的な消防需要の動向により、検討が可能

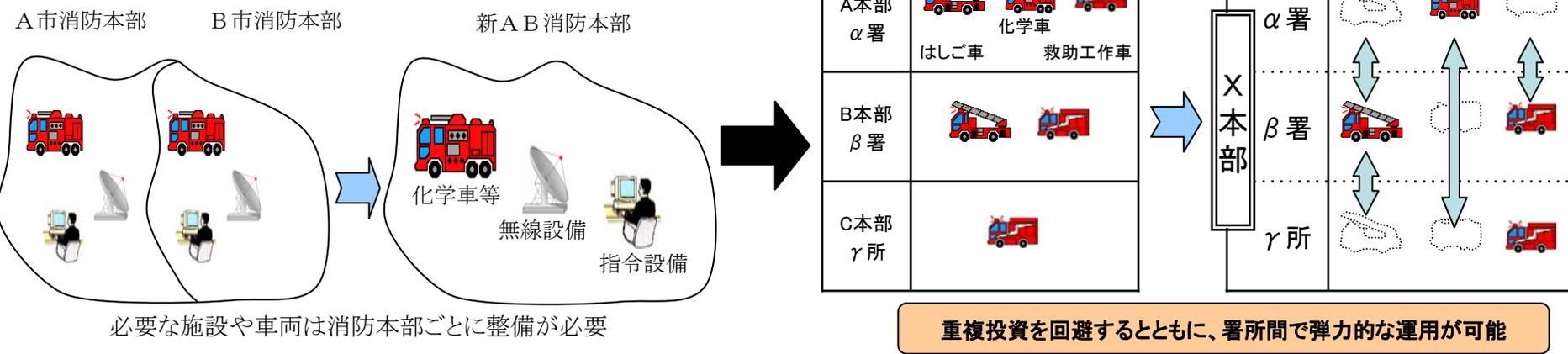
# 広域化のメリットの比較（消防庁VS高知県）

## 2 消防体制の強化

① 本部要員の効率化 → 現場要員の増強、救急要員の養成・専任化



② 重複投資の回避 → 経費の節減



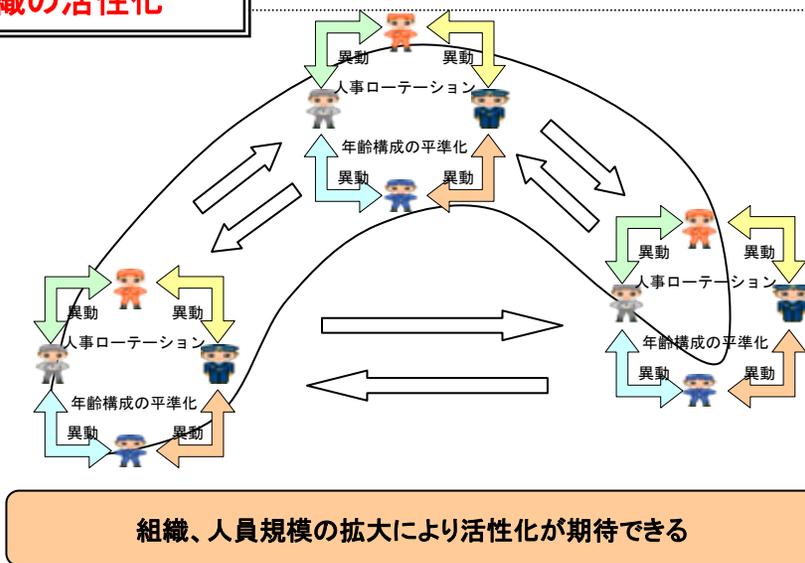
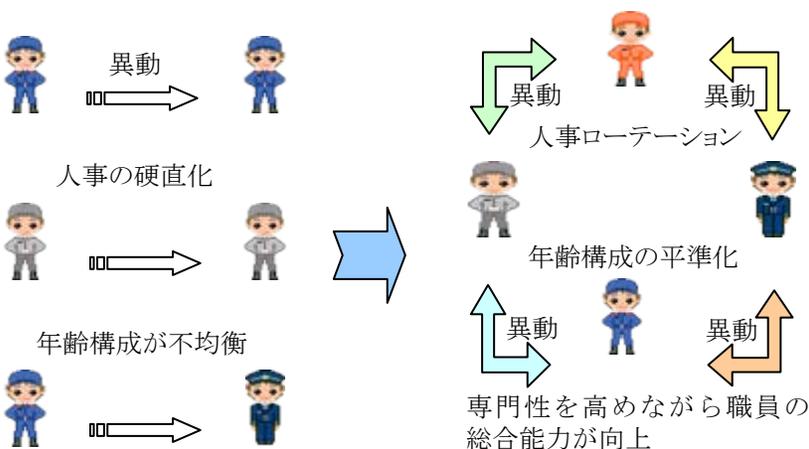


# 広域化のメリットの比較（消防庁VS高知県）

## 3 消防体制の基盤の強化

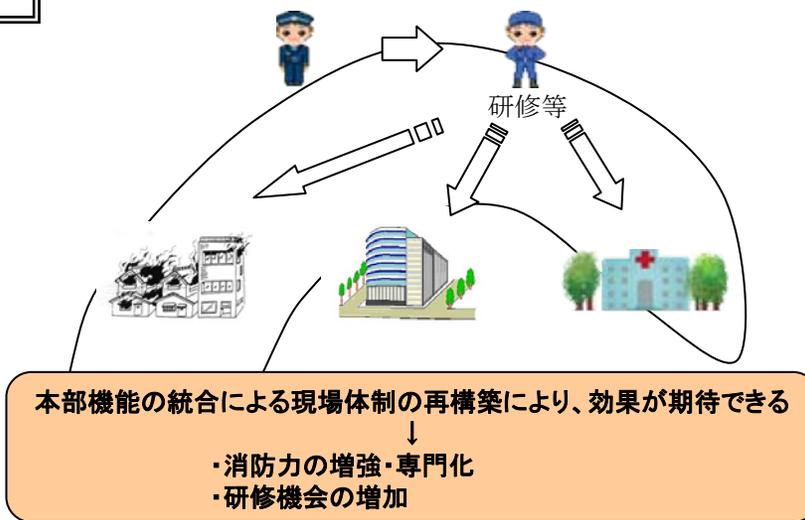
### ② 組織、人員規模の拡大

適切な人事ローテーションによる組織の活性化



### ③ 予防・救急業務の高度化・専門化

各種業務の専門化



# 広域化の事例

	佐賀広域消防局（佐賀県） 平成12年広域化 〈5消防本部（18市町村）〉	菊池広域連合消防本部（熊本県） 平成17年広域化 〈2消防本部（4市町）〉	湖北地域消防組合（滋賀県） 平成18年広域化 〈4消防本部（8市町）〉
住民サービスの向上	<b>出動態勢の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応力及び現場到着時間の短縮</li> <li>・指令システムの整備により、財源効果、出動時間短縮、車両運用の効率化が図られた。</li> </ul>	<b>消防力の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理部門（総務・予防・警防課等）の人員を3分の1程度削減し、その人員を署に配置することにより、部隊編成や出動態勢の充実・強化が図られる。</li> </ul>	<b>出動体制の効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出動体制・管轄の見直しにより、現場到着時間の短縮等、効率的な運用が図られる。</li> </ul>
消防体制の効率化	<b>職員・車両等の効率化・専任化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部職員の効率化により現場要員が増大（少なくとも一署20人）するとともに、職員の専任化が可能となり、資質向上等が図られている。</li> <li>・人員の増加により、職員間の競争や適正配置などで、職員の意識高揚が図られた。</li> <li>・予備車等の効率化・種類の増大により、有効活用が図られている。</li> </ul>	<b>組織の活性化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の適正な配置換え等により、人事の硬直化の改善が図られ、職員の士気の高揚等、組織が活性化される。</li> </ul>	<b>職員の効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部人員を削減（指令員8人体制を4人体制にする等）し、署所の人員を充実した。これにより、人員・部隊の専門化、救急隊のプレ専任化が図られた。</li> <li>・また、退職者9人の補充をしなくても現場への影響はなかった。</li> </ul>
消防体制の基盤の強化	<b>財政基盤の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営財源が、構成市町村の財源を合算することにより財政基盤の強化に繋がっている。</li> </ul>	<b>財源の効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化前の本部でそれぞれ通信指令システムの更新・導入を計画していたが、一元化することにより、重複投資の回避や経費の節減が図られる。</li> </ul>	<b>財政削減効果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能通信指令システムを一元化し、通信員や購入費の削減に繋がった。</li> </ul>

## 広域化における課題の整理

	広域化における各課題		留意すべき事項及び考えられる方策等	
	例示			例示
住民の視点	消防署所の統廃合につながるのでは？	<消防体制(消防力)の変化への不安>	・広域化の趣旨の徹底(消防、市町村、県) ・地理的に疎くならない部隊編成	→ 住民説明会の実施… ・積極的な広報活動… ・人事面での配慮…
	火事や救急の時、今までより対応が遅くなるのでは？			
組織運営管理の視点	ひとつの消防本部の管轄面積が広がるが、今までどおりの対応が可能なの？ 予防(立入検査、建築同意、危険物、出火原因調査、防火訓練)等	<消防本部と消防署間の連携>	必要に応じ本部業務の一部を一定エリアごとに残す配慮	→ 署への事務委任…
	災害時に市町村との連携が希薄になるのでは？	<市町村との連携>	市町村防災部局との連携、災害対策本部への参加による連携強化の検討	→ 職員の併任… 防災業務の初動連絡の委託…
	消防団との連携が希薄になるのでは？	<消防団との連携>	緊密な連携を維持・強化する仕組みの検討	→ 常備との連絡調整担当団長の設置、各消防署所との定期的な訓練や連絡会議の開催、連絡通信手段の確保…
	その他関係団体との連携はどうなるの？	<地域への密着性> (女性防火クラブ・自主防等)	身近な窓口の設置	→ 消防本部から各消防署所へ委任…
	職員採用、人事異動、職員の処遇の違いはどうするの？	<人事及び組織管理>	地域の消防力や職員の士気の低下につながらないなどの適切な配慮	→ 段階的な環境整備…
	各本部によって異なる消防力(通信システムを含む)をどう調整するのか？	<消防サービスの標準化>	地域の消防需要等を踏まえた検討	→ 部分的段階整備 or 段階的整備…
	それぞれの市町村の財政負担はどうなるの？	<構成市町村の財政力の差異>	・初期投資 ・経常的な運営経費	→ 財政担当者も含めた合理的な調整…

工夫により克服可能では？

「消防広域化推進計画」策定後、広域化対象市町村でより具体的な検討を行ない「広域消防運営計画」に考え方を反映

# 広域化の趣旨

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(参議院総務委員会、衆議院総務委員会)

## 1 市町村消防の原則を維持

基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

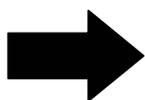
## 2 署所の統廃合や消防職員の削減ではない

・消防隊員等の増強、・高度な消防資機材の整備、・救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、署所の統廃合や消防職員の削減につながることはないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

## 3 情報提供、連携強化に留意

広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。

また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。



消防の広域化は、区域内の消防力を総合的に向上するために行うものである。

【概略調査】

隣接している消防本部の署所から出動した方が早いと考えられる地区

市町村名	地区名	地区の人口(人)	管轄署所		近隣署所		短縮効果
			署所名	所要時間(分)	署所名	所要時間(分)	
室戸市	羽根町	2,538人	室戸市消防署	約 15分	中芸広域連合 中芸消防署	約 7分	△8
安芸市	下山	644人	安芸市消防署	約 9分	〃	約 6分	△3
芸西村	西分	1,490人	安芸市消防署	約 12分	香南市消防署	約 7分	△5
香美市	繁藤地区	415人	香美市消防署	約 22分	南国市消防署 北部出張所	約 17分	△5
南国市	十市	5,651人	南国市消防署	約 12分	高知市東消防署 三里出張所	約 5分	△7
〃	稲生	1,871人	〃	約 10分	高知市東消防署 東部出張所	約 5分	△5
土佐清水市	立石	66人	土佐清水市消防署	約 45分	幡多中央消防組合 四万十市消防署	約 35分	△10
〃	大津(脇の川)	5人	〃	約 40分	幡多西部消防組合 大月分署	約 30分	△10
〃	藤ノ川	20人	〃	約 50分	〃	約 30分	△20
〃	鳥淵	19人	〃	約 45分	〃	約 35分	△10
〃	有永	19人	〃	約 50分	幡多西部消防組合 三原分署	約 30分	△20
〃	珠々玉	9人	〃	約 45分	〃	約 35分	△10
〃	大川内	12人	〃	約 50分	〃	約 30分	△20
須崎市	浦ノ内灰方	127人	高幡消防組合 須崎消防署	約 30分	土佐市消防署 宇佐分署	約 10分	△20
黒潮町	佐賀橋川	113人	幡多中央消防組合 黒潮消防署	約 15分	高幡消防組合 四万十清流消防署	約 9分	△6
8市町村	15地区	12,999人	—	—	—	—	—

※ あくまでも概数としての調査であり、詳細なものではない。

## 参考 2

### < 第4回資料 P8 >

#### 【第2回資料(P16)】

#### 市町村決算額に占める消防費決算額の割合<17年度>

単位:千円、%  
(消防団経費含む)

	決算総額	左のうち消防費		消防費のうち人件費		消防費のうち普通建設事業費		
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
高知市	136,257,092	3,484,586	2.6%	2,732,626	78.4%	159,551	4.6%	
室戸市	11,147,008	466,828	4.2%	403,415	86.4%	15,454	3.3%	
安芸市	12,366,449	331,632	2.7%	276,171	83.3%	18,844	5.7%	
南国市	17,618,902	564,317	3.2%	486,794	86.3%	9,160	1.6%	
土佐市	12,136,260	391,901	3.2%	291,345	74.3%	43,404	11.1%	
土佐清水市	10,179,042	375,985	3.7%	278,266	74.0%	53,279	14.2%	
香南市	17,558,522	449,097	2.6%	325,014	72.4%	26,352	5.9%	
香美市	14,874,171	452,892	3.0%	326,984	72.2%	23,862	5.3%	
中芸	安田町	2,175,231	116,858	5.4%	304,762	70.7%	23,877	5.5%
	田野町	2,135,275	87,941	4.1%				
	奈半利町	2,405,464	132,806	5.5%				
	北川村	2,245,916	48,663	2.2%				
	馬路村	2,363,707	44,992	1.9%				
嶺北	本山町	2,965,214	132,690	4.5%	368,690	77.0%	11,677	2.4%
	大豊町	4,700,714	173,716	3.7%				
	土佐町	3,721,929	138,212	3.7%				
	大川村	1,367,548	34,331	2.5%				
仁淀	春野町	6,253,740	264,746	4.2%	571,378	66.4%	112,072	13.0%
	いの町	14,030,230	482,665	3.4%				
	日高村	3,214,164	113,436	3.5%				
高幡	須崎市	12,702,770	421,562	3.3%	1,113,747	74.8%	113,606	7.6%
	中土佐町	6,953,792	279,019	4.0%				
	梶原町	5,489,856	125,736	2.3%				
	津野町	6,286,956	190,483	3.0%				
	四万十町	15,452,452	471,746	3.1%				
高吾北	佐川町	6,237,195	276,189	4.4%	442,035	59.5%	131,940	17.8%
	越知町	4,074,923	142,486	3.5%				
	仁淀川町	8,423,464	324,425	3.9%				
幡中	四万十市	19,957,193	653,904	3.3%	652,691	67.2%	131,351	13.5%
	黒潮町	7,027,888	316,690	4.5%				
幡西	宿毛市	12,009,571	332,571	2.8%	419,034	76.2%	25,039	4.6%
	大月町	4,227,380	160,861	3.8%				
	三原村	1,725,307	56,141	3.3%				
東洋町	2,178,248	108,343	5.0%	5,753	5.3%	453	0.4%	
芸西村	2,447,410	73,059	3.0%	4,521	6.2%	4,305	5.9%	
合計	394,910,983	12,221,509	3.1%	9,003,226	73.7%	904,226	7.4%	

車両整備費用の目安(過去の実績より)  
 ※高規格救急自動車1台=3,000万円程度  
 ※消防ポンプ自動車1台=2,500万円程度  
 ※はしご車1台=1億2000万円程度

## 【消防庁作成資料】

## 広域消防と構成市町村等との連携確保のための一例

- 市町村の災害対策本部にあっては、管内情勢を熟知し、実際の災害現場の状況を逐次把握している消防本部の幹部がその構成員となることが、一つの有効な方法であると考えられる。
- 災害対策基本法上、市町村の災害対策本部の構成員となるためには、当該市町村の職員である必要がある。
  - したがって、組合消防の場合、当該組合消防の消防職員を災害対策本部の構成員に任命するためには、前もって、その消防職員を市町村の職員に併任しておくことが必要。
- 具体的には、市町村の域内の消防長、消防署長等を当該市町村の職員に併任することが想定される。
- さらに、広域消防と構成市町村等との連携確保のために、当該併任職員が、平時から構成市町村等の幹部会議等のメンバーとなり、実情報告、情報交換等を行うことも望ましいのではないかと考えられる。

## 【参考】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（災害対策本部）

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4～7 （略）